

生き生きした生活と 賑わいを育むまちづくり

1. 付加価値の高い生産業の振興……………86
2. 人々が集い・賑わう 魅力ある商業環境の形成…88
3. 自然と地域特性を活かした観光産業の振興……………90
4. 情報通信産業の振興……………92
5. 安心・安全・快適な道路ネットワークの形成……………94
6. 快適で住みよい生活環境の形成……………97

1. 付加価値の高い生産業の振興

現状と課題

本町は、町域の約83%を米軍基地が占めており、陸域および海域共に限られた範囲の中で生産業が営まれている状況にあります。継続的に生産業が営めるようにするには、省スペースで高収益が期待できる産業の振興が大きな課題となっています。

嘉手納町の農業はほとんどが黙認耕作地内で行われており、農業基盤整備を積極的に振興できる農業振興地域の指定が受けられず小規模な土地で耕作を行っている状況にあります。このような大変厳しい環境の中ではありますが、みかん、びわ、マンゴー、サラダ菜、野国いもなど品質のよい作物等が栽培され、高い評価を得ていることから嘉手納ブランド化を推進し、その確立に向けて拠点地産地形成に取り組んで行く必要があります。しかし、農地が少ない、農作物の種類・供給量が安定していない等の課題も抱えていることから、水耕栽培や室内栽培など新たな栽培方法の検討をはじめ各種助成制度を有効活用し、農業経営の合理化、近代化に努める必要があります。さらに、JAとの連携の強化や町の農業を牽引していく経営意識の高い担い手の育成も求められています。

漁業については、この間、荷捌所の整備、漁港内の浚渫工事をはじめとする漁業施設の整備を行ってきましたが、漁場を取り巻く環境は依然、厳しい状況にあります。今後はこれらの施設等の有効活用を推進するとともに、漁民個々の資質の向上と後継者の育成に努め、魅力ある漁業の振興を目指すことが課題となっています。

町内には食品製造業をはじめ、金属製品加工業等の事業所が立地していますが、その規模はほとんどが零細企業となっています。工場も住宅地に立地しているため、拡大や集約は困難な状況にあります。工業の推進については引き続き経営基盤の強化促進や融資制度の周知に努めるとともに、新たな農業や漁業等の他産業との連携による嘉手納町らしい特産品開発に向けた支援が課題となっています。

基本方針

- ①農業については、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を行い、消費者ニーズに応じた産地づくりを推進します。
- ②水産業については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と担い手の育成に努めます。
- ③工業については、経営基盤の強化を促すとともに、省スペースでも事業展開が可能な地域素材を用いた付加価値の高い製品の開発支援を行います。

施策の展開

①高収益が期待できる農業の振興

- 付加価値の高い農作物の選定および導入促進に努めます。また、生産から加工、販売を一元的に行う6次産業化の促進に向け、必要な支援のあり方を検討していくとともに、ブランド化に向けた取組みを促進していくなど、付加価値の高い農業の振興を図ります。
- 狭小な土地でも効果的に収益があげられる栽培方法等の導入、普及促進に努めます。
- 農業経営を支援するため、町単独による助成事業を継続して行い、農家経営の近代化に努めます。また、関係機関と連携を密にし、営農指導の強化に努めます。
- 後継者の育成を行うとともに、生業として農業に取り組む経営意識の高い人材の育成・支援に努め、嘉手納町の農業の活性化に努めます。
- 学校等との連携を図り、地産地消による子ども達の食の安全と販路の拡大に努めます。

②水産業の振興

- 各事業者の経営基盤の強化につながるよう、各種助成事業を継続して行います。また、漁業用施設の有効活用を図ります。
- 組織体制の強化を推進するとともに、後継者の担い手育成に努めます。

③地域特性を活かした工業の振興

- 商工会と連携し技術力や競争力等の向上に資する専門的支援を強化します。
- 国や県、産業振興公社、沖縄県商工会連合会、嘉手納町などが実施する中小企業対策、融資制度の周知に努めます。
- 観光・食品加工産業との連携による農林水産業の付加価値の向上を図るため、定時・安定供給体制の強化に取り組みます。
- 製造業の推進を図るとともに特産品推奨による特産品の創出、地理的な利便性を活かした販路の拡大等の支援に努めます。

2. 人々が集い・賑わう 魅力ある商業環境の 形成

現状と課題

全国的に商業を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や近隣市町村への大規模小売店舗の進出、消費者の購買行動やライフスタイルの変化、ニーズの多様化などが要因となり、商店街の空き店舗が増加するなど、ますます厳しい状況にあります。商店街の活力の低下はまちなかの賑わいの衰退につながっており、既存の商店街のよさや地域の特色を生かした魅力ある商店、商店街づくりへの対策が求められています。

これらの現状を踏まえ嘉手納町では、商店街駐車場の整備や「エイサーまつり」等のイベント開催の支援、町内消費の拡大を図るための「野國總管商品券」発行事業の実施等を進めてきました。

しかし、依然としてまちなかの活力低下が進んでおり、商業及び商店街の活性化が課題となっています。

沖縄防衛局の嘉手納町への移転に伴い、周辺商店街にもわかに活況を取りもどす兆しが見られてきました。

引き続き、商品券事業による町内消費の拡大、商店街が実施するイベント支援、各種助成制度の周知に努めるとともに、商業者の経営基盤の強化、新規起業者・第二創業者等への支援の強化に努め、商業及び商店街の活性化を図る必要があります。



八店市場（商店街イベント）



雪まつり（商店街イベント）

基本方針

- ①商工会と連携して経営基盤の強化や人材育成を行い、個々の店主や商店街の取り組みを支援し、商業及び商店街の活性化を促進します。
- ②魅力ある商業空間となるよう、サイン整備や道路空間整備等、商業基盤の整備に努めます。
- ③町内外の人々を吸引し、賑わいのある商店街とするため、イベント等を活用した集客のしくみづくり、情報発信の強化に努めます。

施策の展開

①商工業及び商店街の活性化

- 嘉手納町商工会と連携し、経営指導、従業員研修、情報交換等の支援に努めます。
- 商店街・通り会活動への支援を図り、活性化に向けた体制の強化に努めます。
- 個々の事業者の意識改革やリーダー育成を行い、行動を支える仕組みづくり、環境づくりの支援を行います。
- 町内企業の振興・経営の安定化、新規起業者・第二創業者に対する支援を図るため、各種助成制度の見直しを検討します。あわせて制度の周知と利用促進に努めます。
- 町内の消費を促すため「野國總管商品券」発行の充実に努めます。

②商業基盤の整備

- ロータリー地区から既存商店街との空間的つながりを強化し、買い物客が憩い、回遊できるよう商店街の街路空間や案内サイン等の施設整備、商業施設の近代化を促進します。

③集客に向けたしくみづくり

- 地域産業や伝統文化等をキーワードとして事業者と生産者、町民との交流連携を促進し、魅力あるイベントの開催を支援します。
- イベントの活用、情報発信方法の検討を行い、商店街等に人が訪れる仕組みの構築に努めます。

3. 自然と地域特性を活かした観光産業の振興

現状と課題

嘉手納町は、基地が町域の83%を占める特異な土地利用ですが、比謝川や兼久海浜公園付近の海岸等の風光明媚な場所も有しています。近年ではこれらの自然を生かしたエコツアーの開催のほか、道の駅の立地、プロ野球キャンプの開催など観光資源となりうる素材が増えつつあります。

しかしながら、現状として観光客は道の駅だけに立ち寄るだけで、本町は観光客の通過地点となっている状況です。いかに観光客を町内に引き入れ、滞在時間を増加させる仕組みを構築していくかが課題となっています。そのためには、嘉手納町の自然・歴史・文化・イベント等の観光情報の収集・発信、受け入れ体制の充実といった観光推進強化をはじめ、案内板等の観光資源周辺の整備を進めていく必要があります。

一方、宿泊施設の整備等、嘉手納町だけでは解決が難しい課題もあることから、隣接市町村との広域的な連携のあり方の検討も進めていく必要があります。



道の駅かでな 10周年



野國總管まつり(總管太鼓同志会)



親子カヤック体験(放課後デイサービスあすなろ)

基本方針

- ①地域の観光資源の活用・創出に努めます。
- ②多くの観光客の多様なニーズに応えることが出来るよう、受入体制や拠点施設を充実させるとともに、本町を訪れるきっかけをつくるため、情報発信の強化に努めます。

施策の展開

①観光資源の活用・創出

- 比謝川を活用したエコツーリズムの提供、屋良ムルチ伝説の観光産業への活用等を検討していくなど、自然、歴史、伝統工芸等、町内の貴重な地域資源の発掘・整備や地場産品の開発等を進めます。
- 本町の観光資源として期待が寄せられている道の駅「かでな」について、積極的なPRを行うとともに、地場産品の販売促進等に努め、町民や観光客の購買ニーズ等への的確な対応を図り、賑わいの創出に取り組みます。
- 農業、漁業、マリレジャー等と連携した観光資源開発に取り組みます。
- 野國總管や伝統芸能といった地域資源をキーワードとした観光イベント等の充実強化に努めます。
- 体育施設の集積などを活かし、スポーツコンベンションの推進を図ります。
- 中部エリアでの観光ルートの設定など、広域的な観光施設の連携のあり方を検討します。

②観光受入体制及び情報発信の強化

- 観光ガイドの育成について検討するとともに、タブレット等のICT技術を活用した多言語対応の案内体制、Wi-Fi等の通信環境の整備、町全体の美化・緑化活動、観光客の安全を確保するための取り組み等を検討し、受入体制の充実を図ります。
- 観光リーフレットの更新・充実を図ります。また、デジタルサイネージの設置や新しい情報メディアを活用した情報の発信を検討します。
- 観光分野に取り組む関係者をつなぐ仕組みを構築するため、観光振興を担う組織設立や連携の在り方の検討を行います。
- 道の駅「かでな」等の観光拠点施設の機能拡充、新たな観光資源施設の整備を検討します。

4. 情報通信産業の振興

現状と課題

平成 10 年に沖縄県マルチメディアアイランド構想において、情報通信関連産業が沖縄県のリーディング産業の一つとして位置づけられました。その目標の一つである情報通信産業の振興・集積を実現すべくコールセンターやサポートセンター等が誘致されています。

嘉手納町においても町の活性化を図るため、平成 10 年にマルチメディアタウン構想を策定し、「マルチメディア関連企業誘致」と「地域の情報化」を軸にマルチメディアによるまちづくりに取り組んできました。

その結果、嘉手納町コールセンターや嘉手納町マルチメディアセンターの建設などにより、情報関連企業の誘致が実現し、新たな雇用の場が創出されるなど、一定の成果をあげています。

また、地域情報化の視点では、マルチメディアセンター内でパソコン教室等の講座を開催し、町民の情報リテラシーの向上に努めてきました。また、設備や機材が充実しており、町民によるコンテンツの制作も可能となっています。

今後とも地域雇用の創出に向けた情報産業の誘致を推進するとともに、誘致した企業及び育成した人材を活用し、新たな産業との連携を図ることが課題となっています。

また、行政で進めている地域情報化施策との連携を図りながら、町内の情報通信、情報関連産業に対する方向性を協議・検討する機関の設置も必要となっています。

基本方針

- ①ICT※によるまちづくりの方向性を踏まえ、町内の情報通信環境の充実と情報通信産業の誘致を推進することで、地域雇用の創出と若者人口の定着、地域情報化の促進に努めます。
- ②それぞれの産業が ICT を活用することで、産業活動が活性化できるよう、他産業への技術活用を図ります。

施策の展開

①情報通信産業の推進

- 雇用効果、地域活性化に貢献できる企業誘致を推進します。
- マルチメディアセンターで実施する講座については、情報リテラシーの向上、機器の基礎知識の提供など、それぞれの能力に応じた学習機会の充実に努め、人材育成や就業支援に寄与します。

②他産業との連携推進

- 文字・動画・静止画・音声・グラフィックスなどマルチメディアの持つ豊富な表現媒体と双方向性の特徴を活用し、商業や農業、観光業など多様な分野への情報技術の活用促進に努めます。

5. 安心・安全・快適な道路ネットワークの形成

現状と課題

本町は南北方向に走る国道 58 号、東西方向に走る主要地方道沖縄嘉手納線（県道 74 号線）と主要な広域幹線道路が走り、沖縄本島における中南部と北部地区を結ぶ交通の要衝となっています。両幹線が交差するロータリー地区は県内でも有数の交通混雑拠点としてあげられています。また、国道 58 号、主要地方道沖縄嘉手納線の交通はほとんどが通過交通であるため、市街地を東西に分断する結果となり、さらに渋滞回避のため、生活道路である町道への流入車両も多く、交通安全の面からも憂慮すべき事態となっています。

そのため、本町ではこれらの交通混雑を解消するために、都市計画道路の整備を重点的に進め、町内の未開通都市計画道路の開通や既存道路の改良を行いました。今後は、新たな地区幹線道路の検討や町道の一方通行の見直しを進めるとともに、都市マスタープランに位置づけた都市計画道路網の検討、国道、県道の整備の充実を促進し、広域幹線道路との円滑交通の確保、町域における安全で快適な道路ネットワークを構築していく必要があります。

また、町民の日常生活に欠かせない町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があがっていました。この間、町道 50 号線や町道屋良西原線の整備を行い、町民生活の利便性の向上に大きく寄与しています。更に、街路樹の設置や歩道のバリアフリー化に取り組むなど道路環境の改善を図ってきました。今後とも道路の規格改良をはじめ交通安全のための施設設置や街路樹の設置による緑豊かな道路景観の整備を推進し、高齢者や障害者を含むすべての歩行者の誰もが安心して円滑に移動できるような整備を行い、良好な道路空間の創出に努める必要があります。

このように本町は交通の要衝地点となっているため、幹線道路での交通事故発生危険性は高く、また生活道路への通過交通の進入も多いことから、歩行者の安全確保が課題となっています。これまでに交通事故防止のため信号機やカーブミラー等の交通安全施設の設置や嘉手納町交通安全推進協議会、地区交通安全協会との連携、警察署、学校およびPTAとの連携のもと交通安全運動や交通安全教室等を行い、交通安全意識の高揚を図ってきました。今後とも交通安全意識の高揚や施設整備を推進し交通事故の未然防止に努めるとともに、被害者救済対策の充実を図る必要があります。

道路整備状況

平成24年3月31日現在

路線数	実延長(m)	改良済延長	改良率(%)	舗装済延長	舗装率
146	40,104	37,252	92.88	39,706	99

資料：都市建設課

基本方針

- ①事業効果や地域に与える影響に充分配慮しながら幹線道路の整備検討を行うとともに、地区幹線道路の整備による利便性の向上を図るなど交通ネットワークの充実に努めます。
- ②町道や未認定道路の整備、道路の維持管理等を強化し、生活道路の整備、利便性の向上に努めます。
- ③安全意識の普及啓発や交通安全施設の整備拡充等を進め、交通事故の減少に努めます。

施策の展開

①道路交通ネットワークの充実

- 既存の幹線道路について改修工事の促進や町道との効果的な接続を図り、交通渋滞の緩和等、利便性や安全性、快適性の向上に努めます。
- ニーズに応じた町道の新設や一方通行の見直し、新たな東西方向の地区幹線道路の検討等を進め、地域内幹線道路の利便性向上と効果的なネットワーク形成に努めます。

②生活道路の整備、利便性の向上

- 道路の拡幅工事や歩道の確保、規格改良、未認定道路の舗装、排水施設の整備に努め、道路空間の安全性・快適性の向上に努めます。
- 快適な道路空間を創出するために街路樹の設置による緑陰の確保、歩道のバリアフリー化に努めます。
- 日常および自然災害時において道路パトロールを実施するとともに、地域住民からの情報提供により、速やかに道路状況を把握し、破損箇所等の改修など良好な維持管理に努めます。
- 道路照明施設や交通安全施設の整備促進に努めます。
- 町内主要施設等の誘導案内板等、道路標識の充実に努めます。

③交通安全対策の充実

- 交通安全意識と交通マナー向上のための学習機会の提供に努めます。
- 事故多発地帯、通学路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、各種交通安全施設の整備を推進します。
- 交通災害世帯の救済のため、社会保障制度や救護措置を利用できるよう、ポスター等による周知に努めます。



春の全国交通安全運動出発式(チビッコ交通安全隊員)



春の全国交通安全運動出発式

6. 快適で住みよい生活環境の形成

現状と課題

本町の市街地は、米軍基地以外の僅かな面積に、戦後の混乱期に道路等の基盤整備が計画的に行われないまま形成されたため、低層過密で用途が混在する地域が未だ見られる状況にあります。また、このような市街地形成に起因し、建築基準法上の接道条件を満たさず建築が出来ない宅地が存在することも課題となっています。中心商店街においては、モータリゼーションの進展や大型店舗の進出により、買い物客や店舗の減少など地域内の活力の低下が懸念されています。

これら課題解消の方策として、これまでに、町営住宅の建設・建て替え、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に取り組んできました。町が整備した公営住宅については、昭和46年度の町営水釜団地の建設を皮切りに平成25年の屋良町営住宅建替事業まで、6団地269戸を整備しています。この他、県営住宅が1団地182戸整備されており、住宅需要の緩和に努めてきました。今後は、老朽化した町営住宅の建て替えや長寿命化、高齢者や障害者に対応した住宅の確保等が課題となっています。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により密集市街地の改善や商店街の活性化、定住性の高い良質な住環境整備の推進に努めてきましたが、町内には依然として狭隘で密集した住宅地域も残っており、接道条件を満たしていないために建て替え等が出来ない地域もあることから、市街地整備と一体となった更なる住環境の整備に努める必要があります。

基本方針

- ①都市計画マスタープランとの整合性を保ちながら、土地区画整理や密集市街地の環境改善など都市基盤整備の充実、良好な市街地空間の誘導を図り、快適な市街地空間の形成に努めます。
- ②町営住宅の計画的な建て替え、市街地整備一体となった住宅地の確保に努め、町民の住宅需要に対応します。

施策の展開

①市街地整備の推進

- 新たな開発行為への対応については都市計画と整合性を図りつつ誘導促進します。
- 地域の状況に応じた密集市街地の環境改善に努めます。
- 地区計画や住宅市街地総合整備事業等の導入を検討し、計画的な市街地の整備に努めます。
- 墓地の散在化を防ぎ、住みよいまちづくりを行うため、墓地基本計画の策定に取り組みます。

②住まいの確保

- 老朽化した町営住宅の計画的な建て替えを推進します。その際には、バリアフリーや緑化の推進など質的な向上に努め、入居希望者のニーズに応じた住宅の供給を推進します。
- 市街地整備と一体となった低未利用地の活用など、新たな住宅地確保に向けた検討を進めます。

公営住宅一覧

	団 地 名	戸 数	建 設 年
町 営 住 宅	屋 良 団 地	78	H25.5.31
	水釜団地第2団地	64	S58.3.31
	水釜高層住宅	60	H12.3.31
町民住宅	嘉手納町民住宅	35	H17.3.31
再開発住宅	新町1号館住宅	18	H18.10.11
	ロータリー2号館住宅	14	H19.3.15
	団 地 名	戸 数	管 理 開 始
県 営 住 宅	嘉手納高層住宅	182	S63

資料:沖縄県の住宅